

# 第97回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2020年6月24日(水曜日) 午前10時  
(受付開始予定: 午前9時)

## 場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル(日本都市センター会館内)  
3階 コスモスホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

株式会社 極 洋

証券コード: 1301

## 〈株主の皆様へ〉

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会の議決権行使につきましては、書面又はインターネット等により事前に行役することが可能ですのでご活用下さい。

株主総会へご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。

## 目次

■ 第97回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への 対応方針(買収防衛策)継続の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	36
■ 連結計算書類	62
■ 計算書類	65
■ 監査報告書	69

## 〈お土産の取り止めについて〉

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

証券コード1301  
2020年6月2日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号  
株式会社 **極 洋**  
代表取締役社長 井 上 誠

## 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、3ページの「議決権の行使についてのご案内」にしたがって、2020年6月23日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時  
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越し下さい。)
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル（日本都市センター会館内）  
3階 コスモスホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

### 3. 目的事項

**報告事項** 1. 第97期〔2019年4月1日から2020年3月31日まで〕 事業報告の内容、連結計算書類の内容  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第97期〔2019年4月1日から2020年3月31日まで〕 計算書類の内容報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役11名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）  
継続の件

#### 招集にあたっての決定事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyokuyo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyokuyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

## ■株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です。)

## ■「議決権行使書」を郵送する場合



**期限** 2020年6月23日(火曜日)午後5時45分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(上記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

## ■インターネットによる議決権行使の場合



**期限** 2020年6月23日(火曜日)午後5時45分まで

■議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。

- \*1. 株主さま以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- \*2. 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- \*3. ご不明な点等がございましたら、次頁ヘルプデスクまでお問い合わせください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました!

※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

## ■インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。)
- ②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

### 2. インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ①インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ②インターネットによって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。
- ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電 話 0120-173-027（通話料無料）  
受付時間 午前9：00～午後9：00

## ■議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、1株につき70円とさせていただきますと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額 754,534,200円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 |         |         |          | 現在の当社における地位及び担当                                                     |               |       |
|-------|----|---------|---------|----------|---------------------------------------------------------------------|---------------|-------|
| 1     | 再任 | いの<br>井 | うえ<br>上 | まこと<br>誠 | 代表取締役社長                                                             |               |       |
| 2     | 再任 | さか<br>酒 | い<br>井  | けん<br>健  | 専務取締役<br>事業部門統括、冷凍食品セグメント、物流サービスセグメント、鯉・鯖セグメント管掌、鯉・鯖事業部、業務部、塩釜研究所担当 |               |       |
| 3     | 再任 | こん<br>近 | どう<br>藤 | しげる<br>茂 | 常務取締役<br>水産商事セグメント管掌、水産加工第1部、水産加工第2部、水産加工第3部、海外事業部担当、水産加工第3部長委嘱     |               |       |
| 4     | 再任 | き<br>木  | やま<br>山 | しゅう<br>修 | いち<br>一                                                             | 取締役<br>企画部長委嘱 |       |
| 5     | 再任 | た<br>田  | なか<br>中 | ゆたか<br>豊 | 取締役<br>調理冷凍食品部、家庭用冷凍食品部担当、調理冷凍食品部長委嘱                                |               |       |
| 6     | 再任 | にし<br>西 | むら<br>村 | ただ<br>斉  | ゆき<br>之                                                             | 取締役<br>総務部長委嘱 |       |
| 7     | 新任 | そば<br>傍 | じま<br>島 | やす<br>康  | ゆき<br>之                                                             | 大阪支社長         |       |
| 8     | 新任 | やま<br>山 | ぐち<br>口 | けい<br>敬  | ぞう<br>三                                                             | 常温食品部長        |       |
| 9     | 新任 | ひ<br>檜  | がき<br>垣 | ひと<br>仁  | し<br>志                                                              | 経理部長          |       |
| 10    | 再任 | み<br>三  | うら<br>浦 | まさ<br>理  | よ<br>代                                                              | 社外<br>独立      | 社外取締役 |
| 11    | 新任 | しら<br>白 | お<br>尾  | み<br>美   | か<br>佳                                                              | 社外<br>独立      | -     |

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

| 番号                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                        | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①                                                                                                                                                                                         | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br>いの うえ まこと<br><b>井 上 誠</b><br>(1957年12月5日生) | 1980年 4 月 当社入社<br>2004年 6 月 当社水産部水産第3部長<br>2005年 4 月 当社水産部水産第2部長<br>2006年 4 月 当社水産冷凍食品部長<br>2010年 6 月 当社大阪支社長<br>2012年 6 月 当社取締役大阪支社長<br>2014年 4 月 当社取締役東京支社長<br>2015年 4 月 当社取締役調理冷凍食品部長<br>2015年 6 月 当社常務取締役調理冷凍食品部長<br>2016年 4 月 当社常務取締役<br>2017年 6 月 当社専務取締役<br>2018年 6 月 当社代表取締役社長(現) | 5,100株            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           入社以来、主に水産商事・食品関連業務に従事し、水産冷凍食品部長・支社長・調理冷凍食品部長・常務取締役・専務取締役を経て、2018年から社長を務めており、当社における豊富な業務経験と水産商事・食品事業及び会社の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p> |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |
| ②                                                                                                                                                                                         | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br>さか い けん<br><b>酒 井 健</b><br>(1954年10月21日生)  | 1978年 4 月 当社入社<br>2006年 4 月 当社大阪支社水産加工部長<br>2009年 6 月 当社水産加工第2部長<br>2014年 6 月 当社取締役水産加工第2部長<br>2016年 6 月 当社常務取締役<br>2017年 6 月 当社専務取締役(現)                                                                                                                                                  | 4,700株            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           入社以来、主に水産商事関連業務に従事し、水産加工第2部長・常務取締役を経て、2017年から専務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験と水産商事事業及び会社の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>                       |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |



| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                 | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ③  | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br><small>こん どう しげる</small><br><b>近 藤 茂</b><br>(1958年12月8日生)          | 1982年 4月 当社入社<br>2011年 6月 当社海外事業部長<br>2015年 6月 当社水産加工第3部長<br>2017年 6月 当社取締役水産加工第3部長<br>2019年 6月 当社常務取締役水産加工第3部長(現) | 1,600株            |
|    | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>入社以来、主に海外駐在、水産商事関連業務に従事し、海外事業部長・水産加工第3部長を経て、2019年から常務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び水産商事事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。 |                                                                                                                    |                   |
| ④  | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br><small>き やま しゅう いち</small><br><b>木 山 修 一</b><br>(1959年8月30日生)      | 1983年 4月 当社入社<br>2013年 4月 当社企画部長<br>2017年 6月 当社取締役企画部長(現)                                                          | 2,800株            |
|    | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>入社以来、主に企画・経理関連業務に従事し、企画部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と企画・経理等に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。                                            |                                                                                                                    |                   |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ⑤  | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br><small>た なか ゆたか</small><br><b>田 中 豊</b><br>(1961年8月20日生)     | 1984年 4月 当社入社<br>2010年 8月 当社大阪支社冷凍食品部長<br>2016年 4月 当社調理冷凍食品部長<br>2018年 6月 当社取締役調理冷凍食品部長(現)                                                        | 4,300株            |
|    | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>入社以来、主に食品関連業務に従事し、調理冷凍食品部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と食品事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。                                       |                                                                                                                                                   |                   |
| ⑥  | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br><small>にし むら ただ ゆき</small><br><b>西 村 斉 之</b><br>(1960年6月5日生) | 1983年 4月 当社入社<br>2013年 4月 当社業務部長<br>2015年 6月 キョクヨー秋津冷蔵(株)代表取締役社長<br>2017年 6月 当社総務部長<br>2018年 6月 当社取締役総務部長(現)<br>2019年 5月 キョクヨー総合サービス(株)代表取締役社長(現) | 1,500株            |
|    | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>入社以来、主に物流サービス関連業務に従事し、業務部長・当社グループ会社社長・総務部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。                       |                                                                                                                                                   |                   |

| 番号                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                       | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ⑦                                                                                                                                           | <p>新任</p> <p>そば じま やす ゆき<br/>傍 島 康 之<br/>(1957年4月23日生)</p> | <p>1981年4月 当社入社<br/>2015年6月 当社業務部長<br/>2017年6月 当社名古屋支社長<br/>2019年4月 当社大阪支社長(現)</p>       | 200株              |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>入社以来、主に物流サービス関連業務に従事し、業務部長・支社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、取締役候補者としてしました。</p>                                   |                                                            |                                                                                          |                   |
| ⑧                                                                                                                                           | <p>新任</p> <p>やま ぐち けい ぞう<br/>山 口 敬 三<br/>(1962年1月8日生)</p>  | <p>1984年4月 当社入社<br/>2014年4月 当社品質保証部長<br/>2016年4月 当社家庭用冷凍食品部長<br/>2018年3月 当社常温食品部長(現)</p> | 600株              |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>入社以来、主に海外駐在、食品関連業務に従事し、品質保証部長・家庭用冷凍食品部長・常温食品部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び食品事業に関する知見を有していることから、取締役候補者としてしました。</p> |                                                            |                                                                                          |                   |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                        | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|    | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div><br>ひ がき ひと し<br><b>檜 垣 仁 志</b><br>(1962年8月17日生)                                                                                                                                                                                                               | 1986年4月 当社入社<br>2017年6月 当社経理部長(現)                                                                                                         | 0株                |
| ⑨  | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>入社以来、主にシステム、経理関連業務に従事し、経理部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験とシステムに関する高い見識及び経理に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                           |                   |
| ⑩  | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">独立</div><br>み うら まさ よ<br><b>三 浦 理 代</b><br>(1946年5月16日生) | 1970年4月 女子栄養大学助手<br>1995年4月 同大学助教授<br>2001年4月 同大学教授<br>2003年1月 同大学実践栄養学科長<br>2009年1月 同大学学務部長<br>2015年6月 当社取締役(現)<br>2017年4月 女子栄養大学名誉教授(現) | 700株              |
|    | <b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br>女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                           |                   |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                              | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|    | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">独立</div><br>しら お み か<br>白 尾 美 佳<br>(1960年2月28日生) | 1994年4月 国立公衆衛生院(現 国立保健医療科学院)特別研究員<br>2002年4月 実践女子短期大学助教授<br>2014年4月 実践女子大学教授(現) | 0株                |
| ⑪  | <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br/>                     実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識を有されており、専門的立場から指導していただくとともに、同氏の知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただくため社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>                                                                                                                |                                                                                 |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」(48ページ)に記載のとおりであります。
3. 三浦理代及び白尾美佳の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 三浦理代氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。また、白尾美佳氏についても新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 本総会終結の時をもって、三浦理代氏の当社社外取締役就任期間は5年となります。
6. 当社は三浦理代氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、白尾美佳氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役田村雅治氏は任期満了となり、監査役天利均氏は、監査役を辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div><br>たむらまさじ<br><b>田村雅治</b><br>(1960年8月9日生) | 1983年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行<br>2005年6月 同行スポーツ振興投票室長<br>2006年10月 同行東京営業第三部長<br>2008年4月 同行執行役員首都圏地域担当<br>2012年4月 りそな決済サービス(株)専務取締役<br>2016年4月 同社顧問<br>2016年6月 当社常勤監査役(現)                                 | 600株              |
|    | <b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、引き続き社外監査役候補者としてしました。同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。                                                                |                                                                                                                                                                                                          |                   |
| ②  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br>まつゆきけんいち<br><b>松行健一</b><br>(1953年2月20日生)                                                                                                     | 1975年4月 当社入社<br>2000年8月 当社大阪支社食品部長<br>2002年4月 当社東京支社食品部長<br>2005年4月 当社水産加工部水産加工第2部長<br>2006年4月 当社常温食品部長<br>2010年6月 当社取締役常温食品部長<br>2013年4月 当社取締役調理冷凍食品部長<br>2015年4月 当社取締役東京支社長<br>2018年6月 当社常務取締役東京支社長(現) | 6,100株            |
|    | <b>【監査役候補者とした理由】</b><br>入社以来従事した食品関連業務における専門知識を有し、また、2010年から務める取締役として当社の実情に通じ、適正な監査を行う能力を有していることから、監査役候補者としてしました。                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 田村雅治氏は社外監査役候補者であります。

3. 田村雅治氏は、2012年3月まで当社の主要取引先銀行である(株)りそな銀行の業務執行者でしたが、退任後すでに8年以上が経過しております。
4. 本総会終結の時をもって、田村雅治氏の当社社外監査役就任期間は4年となります。
5. 当社は田村雅治氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 松行健一氏は、本総会の終結の時をもって当社取締役を任期満了により退任する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                      | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                            | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 社外<br>しも だ いち ろう<br>下 田 一 郎<br>(1972年9月18日生)                                                                                                                      | 2005年10月 弁護士登録<br>長谷川俊明法律事務所勤務<br>2011年4月 松井・下田法律事務所開設<br>2015年1月 下田総合法律事務所開設<br>2020年1月 下田法律税務事務所開設(現) | 0株                |
| <b>【補欠社外監査役候補者とした理由】</b><br>会社の取締役または監査役等として経営に関与されておりませんが、弁護士としての専門領域における知識と経験を有していることから、監査役に就任された場合に、当社の慣行にとらわれない企業社会全体を踏まえた客観的な判断を下していただけるものと考え、補欠監査役候補者としました。 |                                                                                                         |                   |

- (注) 1. 下田一郎氏は社外監査役候補者であります。  
2. 下田一郎氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。



## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年6月27日開催の当社第94回定時株主総会において、当社株式の大規模買付への対応方針（以下「現プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認をいただき導入しておりますが、その有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続すること（継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）といたしました。そこで、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランでは、「Ⅱ 基本方針の実現に資する取り組み」を中心に文言の修正を行っておりますが、買収防衛策としての基本的なスキームの変更はございません。

### Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様ご意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような上場会社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対し、明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が、買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものもあると思われまます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現

れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. 企業価値向上への取り組み

わが国経済は、当初緩やかな景気回復の動きがみられたものの、貿易摩擦、原油価格や為替相場の動向に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界的混乱状態により、先行きは不透明な状況となっております。

水産・食品業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者の関心は高く、さらに少子高齢化による国内マーケット環境の変化や人手不足による労働コストの上昇に加え、世界的な水産物需要の増大による買付コストの上昇など、厳しい状況は続いております。

このような状況のもとで、中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』（2018年度～2020年度）の最終年度を迎え、『魚を中心とした総合食品会社として、高収益構造への転換をはかり、資源、環境、労働などの社会的要請を踏まえ、事業のウイングの拡大と時間価値の提供により企業価値の向上を目指す』という基本方針のもと、『ESG重視の事業活動』を通じて『拡大』『強化』『均衡』の各戦略を進め、高収益構造へ大きく転換していくことを目指し、取り組んでおります。

### 2. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

#### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社及びグループ会社は、株主をはじめとするステークホルダーに対し、透明性の高い経営を行うとともに、迅速果断な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指していくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。併せて当社の企業理念・グループ企業行動憲章を遵守し、コンプライアンスを徹底するための適正な監

視、監督体制を構築し、経営の効率性、公正性の確保に努めております。

#### 【企業理念】

人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

#### 【キョクヨーグループ企業行動憲章】

1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品およびサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
5. 働きやすい環境の整備に努めます。
6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

当社は現代企業のあるべき経営の姿を志向し、ステークホルダーとの関係を尊重し、社会の要請に応えることで事業の発展と企業価値の向上に取り組んでおります。また、総合食品企業としてお客様に安心・安全でおいしい商品を提供することが当社の社会的責任であると考えております。

#### (2) コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況

上記の基本的な考え方に基づき取締役会については経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、取締役の任期を1年とするとともに、取締役の員数を15名以内としております。また、2名の社外取締役を選任し、監督体制の強化を図っております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

コンプライアンス体制についてはコンプライアンス担当役員のもと、内部統制システムの基本方針に基づき、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制チーム」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備しております。また法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグルー

社内通報制度として、コンプライアンス担当部署長および外部の弁護士事務所を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づき行っています。また通報結果はコンプライアンス担当役員を通じて取締役会に報告するとともに、通報者が保護されるような体制を整備しております。

グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備しています。環境保全リスクについて社長を委員長とする環境保全委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続しています。品質安全リスクについては、フードディフェンスガイドラインを作成し、工場運営の基礎として運用しています。また食品事故が発生した際には食品事故及び苦情処理に関する規則等に基づき、グループ全体ですみやかに対応しています。当社及びグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画(BCP)を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備しています。「内部監査チーム」は当社及びグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告しています。

これらの取り組みを通じて、当社は企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### 1. 大規模買付ルール導入の目的

当社は企業理念として、人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し、社会とともに成長することを目指しています。そのためには、まず、安心・安全な食品を安定してお届けすることが、当社に課せられている第一義の使命であると考えます。

当社グループは食品生産から流通、販売の各過程において、蓄積した技術や経営ノウハウをブランドに表象し、この使命を着実に実行することにより今日の基盤を作り上げてきました。当社が更に成長するためにはブランド力に一層磨きをかけ、株主・お客様・従業員をはじめとする利害関係者との信頼関係をより強化し、こうしたステークホルダーの皆様との共存・共栄が求められます。そしてこのことは日本の食生活と食文化の向上にもつながると考えます。

更に、食の安心・安全に対する関心が高まるなかで、当社に対する信頼を確保するためには、品質保証の仕組みをより高いレベルで再構築するとともに、経営や事業に携わる者の一

層のモラルの向上が何よりも重要であると考えます。

翻って大規模買付行為について考えますに、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される行為は排除されなくてはなりません、一定の合理的なルールに則った買付行為の場合、株主の皆様が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に関して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保することは、当社取締役会の責務であります。

よって以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、現プランを継続することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づく保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われる者を含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合におい



- ては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします。（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照下さい。）独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者（注）の中から選任します。（独立委員会の委員候補者につきましては別紙3をご参照下さい。）

独立委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、取締役会の諮問に対して勧告するものとし、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他外部の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

##### (1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

##### (2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストにしたがい、本必要情報を取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）

- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで、適宜期限を定めた上で追加的に情報提供を求めることがあります。

取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨を、大規模買付者に通知するとともに公表することとします。取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。取締役会に提供された本必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

### (3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本



必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を上限として、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### （1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款のもとで認められる対抗措置を取ることがあります。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメ

ーラーである場合)

- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による買付後経営方針等が不十分又は不適當であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4. (3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。取締役は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものと

します。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款のもとで認められる対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、当社による無償取得（当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）等の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5. に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割り当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

## 7. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での承認をもって同日より発効することとし、有効期限は2023年6月に開催される定時株主総会終結の時までとします。また、本プランは、本株主総会により継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。



ります。

Ⅳ 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### 1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

#### 2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会にて本プランについて株主の皆様の意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

#### 3. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### 4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### 5. 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他外部の専門家）等の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

#### 6. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 当社株式の状況 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 43,700,000株
2. 発行済株式の総数 10,928,283株
3. 株主数 29,505名
4. 大株主

| 株 主 名                                     | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------------------------------|-----|------|
|                                           | 千株  | %    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)                  | 999 | 9.26 |
| (株)りそな銀行                                  | 523 | 4.85 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)                    | 458 | 4.25 |
| 農林中央金庫                                    | 445 | 4.12 |
| 東洋製罐グループホールディングス(株)                       | 315 | 2.92 |
| 三井住友海上火災保険(株)                             | 250 | 2.32 |
| 東京海上日動火災保険(株)                             | 224 | 2.08 |
| SCBHK AC LIECHTENSTEINISCHE LANDESBANK AG | 168 | 1.56 |
| 極洋秋津会                                     | 167 | 1.55 |
| 中央魚類(株)                                   | 139 | 1.29 |

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(149,223株)を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託の導入に際して設定した日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)が所有する当社株式38,512株を含めておりません。
3. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

以上



(別紙2)

### 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から、取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

- 三浦理代 (みうら まさよ)  
(1946年5月16日生)  
1970年4月 女子栄養大学助手  
1995年4月 同大学助教授  
2001年4月 同大学教授  
2003年1月 同大学実践栄養学科長  
2009年1月 同大学学務部長  
2015年6月 当社取締役 (現)  
2017年4月 女子栄養大学名誉教授 (現)
- 白尾美佳 (しらお みか)  
(1960年2月28日生)  
1994年4月 国立公衆衛生院(現 国立保健医療科学院)特別研究員  
2002年4月 実践女子短期大学助教授  
2014年4月 実践女子大学教授 (現)
- 田村雅治 (たむら まさじ)  
(1960年8月9日生)  
1983年4月 (株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行  
2005年6月 同行スポーツ振興投票室長  
2006年10月 同行東京営業第三部長  
2008年4月 同行執行役員首都圏地域担当  
2012年4月 りそな決済サービス(株)専務取締役  
2016年4月 同社顧問  
2016年6月 当社常勤監査役 (現)

菅野 洋一 (かんの よういち)  
(1962年8月6日生)  
1985年4月 農林中央金庫入庫  
2005年2月 同水戸支店長  
2008年7月 同総務副部長  
2010年6月 同関東業務部長  
2012年6月 同総務部長  
2015年6月 同監事  
2018年6月 当社常勤監査役 (現)

下田 一郎 (しもだ いちろう)  
(1972年9月18日生)  
2005年10月 弁護士登録  
長谷川俊明法律事務所勤務  
2011年4月 松井・下田法律事務所開設  
2015年1月 下田総合法律事務所開設  
2020年1月 下田法律税務事務所開設 (現)

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三浦理代及び白尾美佳の両氏は、本株主総会において第2号議案で選任をお願いする社外取締役の候補者であります。
3. 田村雅治氏は、本株主総会において第3号議案で選任をお願いする社外監査役の候補者であります。
4. 下田一郎氏は、本株主総会において第4号議案で選任をお願いする補欠監査役の候補者であります。

以上

## 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法  
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当初緩やかな景気回復の動きがみられたものの、貿易摩擦、原油価格や為替相場の動向に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界的混乱状態により、先行き不透明な状況となりました。

水産・食品業界におきましては、人手不足による労働コスト・物流コストの上昇に加え、世界的な水産物需要の増大による買付コストの上昇など、厳しい状況が続きました。

このような状況のもとで、中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』(2018年度～2020年度)の2年目として、『魚を中心とした総合食品会社として、高収益構造への転換をはかり、資源、環境、労働などの社会的要請を踏まえ、事業のウイングの拡大と時間価値の提供により企業価値の向上を目指す』という基本方針のもと、『ESG重視の事業活動』を通じて『拡大』『強化』『均衡』の各戦略を進め、高収益構造へ大きく転換していくことを目指し、取り組んでまいりました。

次にセグメント別の事業概況をご報告します。

### (水産商事セグメント)

エビ・北洋魚などの取扱いが伸長したほか、イワシ・ホタテなどの輸出や、米国子会社による北米販売が堅調に推移しました。一方、利益面では紅鮭・チリ銀鮭の市況下落により、鮭鱒で損失計上を余儀なくされました。この結果、売上は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。

水産商事セグメントの売上高は1,271億4百万円(前期比1.7%増) 営業利益は17億50百万円(前期比28.4%減)となりました。

#### (冷凍食品セグメント)

水産冷凍食品事業では寿司種を中心とした生食用商品や、切身・煮魚・焼魚などの加熱用商品の拡販に努めました。調理冷凍食品事業ではカニ風味かまぼこやエビフライなどの水産フライが伸長し、家庭用冷凍食品事業では米飯類や煮魚などアイテムの多様化に努めました。この結果、売上・利益とも前期を上回りました。

冷凍食品セグメントの売上高は849億46百万円（前期比3.1%増）営業利益は9億49百万円(前期比1.8%増)となりました。

#### (常温食品セグメント)

缶詰は、イワシ缶・サンマ缶・カツオ缶の販売が伸長し、また珍味製品も堅調に推移しました。利益面では原料価格高騰が続くなか、価格改定や規格変更、新製品投入などにより利益率の改善を進めました。この結果、売上・利益とも前期を上回りました。

常温食品セグメントの売上高は193億70百万円（前期比2.1%増）営業利益は7億5百万円(前期比46.4%増)となりました。

#### (物流サービスセグメント)

前期10月に行った大阪事業所の売却により、売上は前期を下回りましたが、在庫貨物の確保を図り、配送事業強化に努めた結果、利益は前期を上回りました。

物流サービスセグメントの売上高は9億88百万円（前期比0.7%減）営業利益は3億15百万円(前期比18.7%増)となりました。

### (鯉・鮪セグメント)

加工及び販売事業では、本マグロ原料や、カツオ、マグロの加工品の販売が伸長し、養殖事業では出荷魚の大型化を進めたことで、販売が伸長しました。一方、海外まき網事業では、水揚数量、魚価が前期を下回り、経費削減に努めたものの、収支が悪化しました。この結果、売上は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。

鯉・鮪セグメントの売上高は296億58百万円（前期比4.3%増）営業利益は2億13百万円（前期比71.1%減）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は2,625億19百万円（前期比2.5%増）、営業利益は29億18百万円（前期比23.8%減）、経常利益は36億8百万円（前期比18.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億37百万円（前期比30.1%減）となりました。

なお、当社単独における売上高は2,575億99百万円（前期比2.8%増）、営業利益は22億53百万円（前期比14.8%減）、経常利益は22億76百万円（前期比18.0%減）、当期純利益は11億19百万円（前期比27.9%減）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は31億67百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、資金調達手段の多様化を目的として短期社債（電子CP）を発行する他、設備投資資金や安定資金の確保を目的として、長期借入金63億88百万円を調達いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

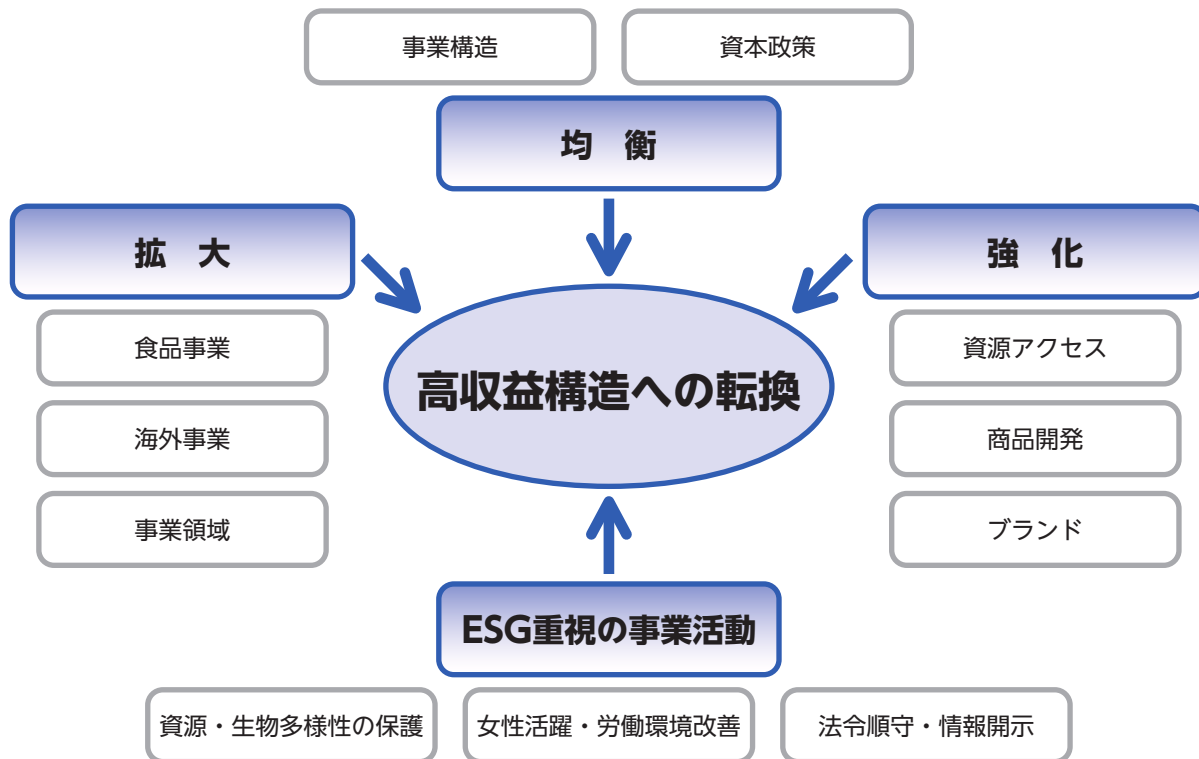
水産・食品業界を取り巻く状況は、世界の人口増、所得増により海外の水産物需要が高まりを見せ、水産物原料の確保について厳しい状況が続く一方で、国内においては少子高齢化、ライフスタイルなどの変化による、消費者ニーズの多様化が見込まれております。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、経済・事業の先行きに不透明感が増しているものの、状況を注視しながら、食品メーカーとして供給責任を果たしてまいります。

## 中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』の概要

『魚を中心とした総合食品会社として、高収益構造への転換をはかり、資源、環境、労働などの社会的要請を踏まえ、事業のウイングの拡大と時間価値の提供により企業価値の向上を目指す』という基本方針のもと、『ESG重視の事業活動』を通じて『拡大』『強化』『均衡』の各戦略を進めることで、高収益構造へ大きく転換していくことを目指してまいります。

なお、詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.kyokuyo.co.jp/wp-content/uploads/pdf/180330.pdf>)





(中期経営計画の目標値)

**売上高 3,000億円 営業利益 60億円(2%) 経常利益 60億円(2%)**

(セグメント別売上高/利益)

(単位：億円)

|      | 売上高   | セグメント利益 |
|------|-------|---------|
| 水産商事 | 1,470 | 30      |
| 冷凍食品 | 1,000 | 23      |
| 常温食品 | 200   | 5       |
| 鯉 鮪  | 320   | 12      |
| その他  | 10    | △10     |
| 計    | 3,000 | 60      |

営業利益率 …………… 2.0%

自己資本比率 …………… 30.0%

D/Eレシオ…………… 1.7倍以下

ROE …………… 10.0%

海外売上高比率 …………… 15.0%

各セグメントの施策は次の通りであります。

水産商事セグメントでは、市況動向を踏まえながら、国内外サプライヤーとの関係強化により、安定供給の維持・拡大に努めるとともに、グループ内の連携強化による販路の構築、商品の高付加価値化により安定収益体質への転換を図ります。また海外拠点において、自社工場製品や日本産海産物の販売をさらに強化し、海外販売の拡大を進めます。

冷凍食品セグメントでは、塩釜工場など自社工場製品の販売強化と生産性向上により、売上・利益の拡大を図るとともに、畜肉・冷凍野菜や食卓用商品など、魚以外のカテゴリーの拡販に取り組み、事業規模拡大に努めます。また、「時短」「簡便」などマーケットのニーズを捉えた高付加価値商品の開発、販売を進めます。

常温食品セグメントでは、サバ缶やイワシ缶など青物缶詰を中心に品質にこだわった自社ブランド商品を投入し、売上拡大に努めます。またECサイトの充実により顧客獲得を進め、事業規模拡大を図ります。

物流サービスセグメントでは、集荷貨物の安定的な確保を図るとともに、配送体制の強化に努めます。

鯉・鮪セグメントでは、当社の強みである漁獲、養殖、国内外における買付から加工、販売まで一貫した体制のもと収益安定化を図ってまいります。海外まき網事業は所有船舶の操業効率化に努め、養殖事業は生産性向上により安定供給体制を構築し、事業収益の安定化を図ってまいります。加工及び販売事業は自社漁労原料や養殖クロマグロ、養殖真鯛などの高付加価値化を図り、販売ルートの拡大を進めてまいります。

管理面は、財務体質の強化や自己資本比率の向上、キャッシュ・フローの改善に努め、資本構成の均衡を図ります。事業利益は株主への配当水準の向上を常に念頭に置いた上で、成長戦略への投資や有利子負債の削減などバランスよく配分していきます。また「拡大」「強化」「均衡」各戦略のプラットフォームとしてESG活動を進め、社会的責任への要請に応えた経営を行ってまいります。

#### (5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分             | 第94期<br>(2016年4月1日から<br>2017年3月31日まで) | 第95期<br>(2017年4月1日から<br>2018年3月31日まで) | 第96期<br>(2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | 第97期<br>(2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|                 | 百万円                                   | 百万円                                   | 百万円                                   | 百万円                                   |
| 売上高             | 236,561                               | 254,783                               | 256,151                               | 262,519                               |
| 経常利益            | 3,709                                 | 4,437                                 | 4,434                                 | 3,608                                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,422                                 | 3,211                                 | 2,914                                 | 2,037                                 |
| 1株当たり<br>当期純利益  | 230円66銭                               | 304円29銭                               | 269円63銭                               | 188円53銭                               |
| 総資産             | 97,386                                | 106,297                               | 114,673                               | 111,184                               |
| 純資産             | 25,391                                | 29,243                                | 31,996                                | 32,593                                |

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しています。第94期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。
2. 第96期より『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を適用しております。また、第94期及び第95期については、遡及適用した数値で表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金<br>(百万円) | 議決権比率<br>(%)  | 主要な事業内容                       |
|-----------------|--------------|---------------|-------------------------------|
| キョクヨー秋津冷蔵(株)    | 80           | 100           | 冷蔵倉庫業                         |
| 極洋商事(株)         | 60           | 100           | 水産物・農畜産物等の買付販売                |
| 極洋食品(株)         | 100          | 100<br>(10.0) | 冷凍食品・チルド食品の製造                 |
| 極洋水産(株)         | 192          | 100           | 海外まき網漁業、カツオ・マグロの加工<br>及び冷蔵倉庫業 |
| キョクヨー総合サービス(株)  | 10           | 100           | 保険代理店業                        |
| 極洋フィードワンマリン(株)  | 90           | 50<br>(10.0)  | マグロその他水産物の養殖・加工及び販売           |
| キョクヨーフーズ(株)     | 30           | 100           | 冷凍食品・チルド食品の製造                 |
| 極洋フレッシュ(株)      | 90           | 100           | マグロその他水産物等の加工及び販売             |
| キョクヨーマリン愛媛(株)   | 30           | 100           | マグロその他水産物の養殖・加工及び販売           |
| キョクヨーマリンファーム(株) | 30           | 100<br>(16.7) | マグロその他水産物の養殖・加工及び販売           |
| 指宿食品(株)         | 50           | 90<br>(10.0)  | マグロその他水産物等の加工及び販売             |
| インテグレート・システム(株) | 50           | 55            | ソフトウェアの開発及び保守                 |
| (株)エイペックス・キョクヨー | 50           | 80            | 水産加工品・惣菜品の製造及び販売              |
| 海洋フーズ(株)        | 40           | 100           | 鮭その他水産物等の加工及び販売               |
| (株)クロシオ水産       | 5            | 70            | 真鯛その他水産物の養殖及び販売               |
| サポートフーズ(株)      | 70           | 47.2          | 冷凍食品・チルド食品の製造                 |
| (株)ジョッキ         | 60           | 100           | 海産物珍味の製造及び販売                  |

| 会社名                                         | 資本金<br>(百万円)  | 議決権比率<br>(%) | 主要な事業内容     |
|---------------------------------------------|---------------|--------------|-------------|
| Kyokuyo America Corporation<br>(米国)         | 千米ドル<br>3,000 | 100          | 水産物等の買付販売   |
| K&U Enterprise Co.,Ltd.<br>(タイ)             | 百万バーツ<br>120  | 50           | 冷凍食品の製造及び販売 |
| 青島極洋貿易有限公司<br>(中国)                          | 千米ドル<br>200   | 100          | 水産物等の買付販売   |
| Kyokuyo Europe B.V.<br>(オランダ)               | 千ユーロ<br>250   | 100          | 水産物等の買付販売   |
| Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.<br>(タイ)           | 百万バーツ<br>102  | 100          | 冷凍食品等の買付販売  |
| KYOKUYO GLOBAL<br>SEAFOODS Co.,Ltd.<br>(タイ) | 百万バーツ<br>200  | 100          | 冷凍食品の製造及び販売 |

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記23社を含む26社であり、持分法適用関連会社は3社です。  
2. 議決権比率の( )内は、間接所有割合(内数)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

2019年4月、新たに煮魚や焼魚などの製造を目的としてKYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.を設立し、連結子会社としました。

2019年9月、真鯛などの養殖を行っている(株)クロシオ水産に資本参加し、連結子会社としました。

(7) 企業集団の主要な事業内容

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 主要な事業内容                                           |
|--------------------|---------------------------------------------------|
| 水産商事               | 当社及び極洋商事(株)他において水産物の買付及び加工、販売を行っております。            |
| 冷凍食品               | 当社及び極洋食品(株)他において冷凍食品の製造及び販売を行っております。              |
| 常温食品               | 当社及び(株)ジョッキ他において缶詰・海産物珍味の製造及び販売を行っております。          |
| 物流サービス             | キョクヨー秋津冷蔵(株)において冷蔵倉庫業を行っております。                    |
| 鯨・鮪                | 当社及び極洋水産(株)他においてカツオ・マグロ等の漁獲、養殖、買付及び加工、販売を行っております。 |
| その他                | キョクヨー総合サービス(株)他において保険代理店業などを行っております。              |

## (8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

|                 |        |                                |
|-----------------|--------|--------------------------------|
| (株)極洋           | 本社     | 東京都港区                          |
|                 | 支社     | 札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市 |
|                 | 研究所    | 宮城県塩釜市                         |
| キョクヨー秋津冷蔵(株)    | 本社・事業所 | 東京都大田区                         |
|                 | 事業所    | 東京都大田区・福岡市                     |
| 極洋商事(株)         | 本社     | 東京都港区                          |
| 極洋食品(株)         | 本社・工場  | 宮城県塩釜市                         |
|                 | 工場     | 青森県八戸市・茨城県ひたちなか市               |
| 極洋水産(株)         | 本社・工場  | 静岡県焼津市                         |
| キョクヨー総合サービス(株)  | 本社     | 東京都港区                          |
| 極洋フィードワンマリン(株)  | 本社     | 愛媛県南宇和郡愛南町                     |
| キョクヨーフーズ(株)     | 本社・工場  | 愛媛県北宇和郡松野町                     |
| 極洋フレッシュ(株)      | 本社・工場  | 東京都江戸川区                        |
| キョクヨーマリン愛媛(株)   | 本社     | 愛媛県南宇和郡愛南町                     |
| キョクヨーマリンファーム(株) | 本社     | 高知県幡多郡大月町                      |
| 指宿食品(株)         | 本社・工場  | 鹿児島県指宿市                        |
| インテグレート・システム(株) | 本社     | 東京都中央区                         |
| (株)エイパックス・キョクヨー | 本社・工場  | 兵庫県姫路市                         |
| 海洋フーズ(株)        | 本社・工場  | 茨城県神栖市                         |
| (株)クロシオ水産       | 本社     | 高知県幡多郡大月町                      |
| サポートフーズ(株)      | 本社・工場  | 北海道小樽市                         |
| (株)ジョッキ         | 本社・工場  | 東京都練馬区                         |
|                 | 工場     | 埼玉県本庄市・北海道北斗市                  |

|                                  |       |                                      |
|----------------------------------|-------|--------------------------------------|
| Kyokuyo America Corporation      | 本社    | Seattle, Washington, U.S.A.          |
| K&U Enterprise Co., Ltd.         | 本社・工場 | Samut Sakhon, Thailand               |
| 青島極洋貿易有限公司                       | 本社    | 中国青島市                                |
| Kyokuyo Europe B.V.              | 本社    | Luchthaven Schiphol, The Netherlands |
| Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.        | 本社    | Khet Bangrak, Bangkok, Thailand      |
| KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd. | 本社・工場 | Samut Sakhon, Thailand               |

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 従業員数 (人) | 前期末比増減 (人) |
|--------------------|----------|------------|
| 水産商事               | 261      | △1         |
| 冷凍食品               | 967      | △46        |
| 常温食品               | 453      | 59         |
| 物流サービス             | 69       | 8          |
| 鯉・鮪                | 406      | 23         |
| その他                | 89       | 0          |
| 全社(共通)             | 62       | 0          |
| 合計                 | 2,307    | 43         |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員1,659人)は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 区分     | 人員    | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-------|--------|-------|--------|
| 職員     | 人     | 人      | 歳 月   | 年 月    |
|        | 男 500 | 6      | 41 11 | 17 7   |
|        | 女 164 | △6     | 35 11 | 10 9   |
| 計または平均 | 664   | 0      | 40 2  | 15 11  |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員75人)は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

| 借 入 先 |   |   |     |   |           | 借 入 残 高 |
|-------|---|---|-----|---|-----------|---------|
|       |   |   |     |   |           | 百万円     |
| (株)   | り | そ | な   | 銀 | 行         | 11,499  |
| 農     | 林 | 中 | 央   | 金 | 庫         | 7,947   |
| (株)   | 三 | 菱 | UFJ | 銀 | 行         | 5,642   |
| 三     | 井 | 住 | 友   | 信 | 託 銀 行 (株) | 4,369   |

(注) 当連結会計年度における借入残高は44,718百万円であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,700,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,928,283株 |
| (内、自己株式数)    | 149,223株)   |
| (3) 株主数      | 29,505名     |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                     | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------|-------|---------|
|                                           | 千株    | %       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)                  | 999   | 9.26    |
| (株) り そ な 銀 行                             | 523   | 4.85    |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)                    | 458   | 4.25    |
| 農 林 中 央 金 庫                               | 445   | 4.12    |
| 東洋製罐グループホールディングス(株)                       | 315   | 2.92    |
| 三井住友海上火災保険(株)                             | 250   | 2.32    |
| 東京海上日動火災保険(株)                             | 224   | 2.08    |
| SCBHK AC LIECHTENSTEINISCHE LANDESBANK AG | 168   | 1.56    |
| 極 洋 秋 津 会                                 | 167   | 1.55    |
| 中 央 魚 類 (株)                               | 139   | 1.29    |

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(149,223株)を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託の導入に際して設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式38,512株を含めておりません。
3. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2020年2月7日開催の当社取締役会決議に基づき、2020年2月10日に市場取引により、78,400株(発行済株式総数に対する割合は0.71%)の自己株式を総額226,419,200円で取得いたしました。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名   | 地位、担当及び重要な兼職の状況                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 今井賢司 | 代表取締役会長                                                               |
| 井上誠  | 代表取締役社長                                                               |
| 酒井健  | 専務取締役 (事業部門統括、冷凍食品セグメント・物流サービスセグメント・<br>鰹・鮪セグメント管掌、鰹鮪事業部・業務部・塩釜研究所担当) |
| 芥川淳  | 専務取締役 (管理部門統括、コンプライアンス担当、企画部・総務部・経理部・<br>品質保証部担当)                     |
| 松行健一 | 常務取締役 (常温食品セグメント管掌、常温食品部・商品開発部担当、東京支<br>社長委嘱)                         |
| 近藤茂  | 常務取締役 (水産商事セグメント管掌、水産加工第1部・水産加工第2部・水<br>産加工第3部・海外事業部担当、水産加工第3部長委嘱)    |
| 松尾達二 | 取締役 (水産冷凍食品部担当、水産冷凍食品部長委嘱)                                            |
| 木山修一 | 取締役 (企画部長委嘱)                                                          |
| 田中豊  | 取締役 (調理冷凍食品部・家庭用冷凍食品部担当、調理冷凍食品部長委<br>嘱)                               |
| 西村斉之 | 取締役 (総務部長委嘱、キョクヨー総合サービス(株)代表取締役社長)                                    |
| 三浦理代 | 取締役 (女子栄養大学名誉教授)                                                      |
| 小畑一雄 | 取締役                                                                   |
| 田村雅治 | 常勤監査役                                                                 |
| 菅野洋一 | 常勤監査役                                                                 |
| 天利均  | 監査役                                                                   |
| 志村和彦 | 監査役                                                                   |

- (注) 1. 地位、担当及び重要な兼職の状況は、2020年3月31日現在であります。  
 2. 現任取締役のうち三浦理代及び小畑一雄の両氏は、社外取締役であります。  
 3. 現任監査役のうち田村雅治及び菅野洋一の両氏は、社外監査役であります。  
 4. 取締役三浦理代及び小畑一雄の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 5. 監査役田村雅治及び菅野洋一の両氏は、金融機関における永年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支 給 人 員      | 報酬等の額              |
|------------------|--------------|--------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 12名<br>( 2名) | 270百万円<br>( 16百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>( 2名)  | 55百万円<br>( 43百万円)  |
| 合計               | 16名          | 325百万円             |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記報酬等の額には、役員株式給付引当金繰入額24百万円（取締役10名24百万円）が含まれております。

## (3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は固定の基本報酬と業績連動型株式報酬から構成されており、いずれも定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で支給しております。

固定の基本報酬は各取締役の職責に基づき決定しております。

業績連動型株式報酬は連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、退任時に信託を通じ当社株式を支給しております。

なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとし業績連動型株式報酬は支給しておりません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役 三浦理代

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況  
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況  
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、食品栄養学の専門家としての永年の知見から発言・助言を行っております。

##### ② 取締役 小畑一雄

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況  
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況  
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回中16回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から発言・助言を行っております。

③ 監査役 田村雅治

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回の全てに出席し、永年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

④ 監査役 菅野洋一

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回の全てに出席し、永年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
井上監査法人

(2) 報酬等の額

- |                                              |       |
|----------------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                        | 42百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42百万円 |

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度に対価を支払った非監査業務の内容は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定申請に係る手続き業務です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制システムの基本方針」を決議しております（初回制定 2006年5月12日、最終改定 2017年6月27日）。当該方針の概要は以下の通りです。

### ① 企業理念とキョクヨーグループ企業行動憲章

当社およびグループ会社は以下の企業理念、キョクヨーグループ企業行動憲章を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念：人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

キョクヨーグループ企業行動憲章：

1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品およびサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
5. 働きやすい環境の整備に努めます。
6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

- ② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア. コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、当社およびグループ会社の役職員に対しその周知徹底を図る。
- コンプライアンス担当役員のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制チーム」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。
- イ. 社長を委員長とする「内部監査委員会」は、「内部監査チーム」を編成し当社およびグループ会社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、業務の改善を推進する。
- ウ. 当社およびグループ会社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- エ. 当社の取締役はグループ全体における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、コンプライアンス担当部署長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うこととする。
- カ. 当社の監査役はグループ全体のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- キ. 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。このことについて当社およびグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築する。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備する。
  - イ. 環境保全リスクについて社長を委員長とする環境保全委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続させる。
  - ウ. 品質安全リスクについては、フードディフェンスガイドラインを作成し、工場運営の基礎として運用する。また食品事故が発生した際には食品事故及び苦情処理に関する規則等に基づき、グループ全体ですみやかに対応する。
  - エ. 当社およびグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画（BCP）を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備する。
  - オ. 「内部監査チーム」は、当社およびグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - イ. 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
  - ウ. 中期経営計画および年次予算については、グループ全体での会議を通じて、情報を共有する。



- ⑥ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- ア. 当社およびグループ会社は、業務の適正を確保するため、業務の実態に対応した諸規定を定めるものとする。
- イ. グループ会社の経営管理を系列会社管理規則に従って行うとともに、グループ会社は当社に対して経営上の重要事項を報告するものとする。
- ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス担当部署に報告するものとする。当社のコンプライアンス担当部署は直ちに当社の監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。当社の監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当社の監査役職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。
- イ. 当社の監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し当社の取締役その他の指揮命令を受けない。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社およびグループ会社の役職員が当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ウ. 当社およびグループ会社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- エ. 当社の監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

### ① コンプライアンスに対する取組み

専任の内部統制チームが当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、企画部長が当社およびグループ会社の役職員に向けてコンプライアンスの徹底に関する通達を発信し、コンプライアンス意識の向上に努めています。

また、当社およびグループ会社を対象として、コンプライアンス担当部署長および外部顧問弁護士を窓口とする内部通報システムを設置・運用しています。

### ② 職務執行の適正性や効率性

取締役会は社外取締役2名を含む取締役12名で構成されています。当事業年度においては取締役会を16回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則においてその責任者と執行手続きの詳細について定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

### ③ リスク管理体制

リスク管理の総括部署である企画部が定期的に当社グループ全体のリスク情報を取りまとめ、コンプライアンス担当役員を通じ、全役員に資料を配布し、情報を共有しています。

また内部監査チームが当社およびグループ会社を対象に内部監査を実施し、監査結果を内部監査委員会に報告しています（当事業年度は内部監査委員会を8回開催）。内部監査の指摘事項については、内部監査委員会事務局が被監査部署に改善計画の提出を求め、その進捗状況を内部監査委員会に報告しています。

④ グループ会社における業務の適正の確保

グループ会社への取締役および監査役の派遣、内部監査チームによる内部監査の実施等を通じ、グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

また当社はグループ会社の経営上の重要事項について報告を受けています。

⑤ 監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては監査役会を13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

また監査役は内部監査委員会事務局から内部監査の実施状況の報告を受けるほか、外部会計監査人と適宜協議を行うなど、監査の実効性向上を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、2017年6月27日開催の第94回定時株主総会において、本定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(<https://www.kyokuyo.co.jp/wp-content/uploads/post/pdf/1705113.pdf>)

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア. 中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、2018年度から2020年度までの3カ年中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』を策定し、『魚を中心とした総合食品会社として、高収益構造への転換をはかり、資源、環境、労働などの社会的要請を踏まえ、事業のウイングの拡大と時間価値の提供により企業価値の向上を目指す』という基本方針のもと、『ESG重視の事業活動』を通じて『拡大』『強化』『均衡』の各戦略を進めることで高収益構造へ大きく転換していくことを目指しております。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後大規模買付行為を開始するといった一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくこととなります。但し、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- イ. 株主意思を重視するものであること
- ウ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- エ. 合理的な客観的要件を設定していること
- オ. 独立した外部専門家の意見を取得していること
- カ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

なお、2020年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当該方針を継続することを決定いたしました。詳細につきましては、株主総会参考書類の第5号議案「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」をご覧ください。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を図るとともに、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売拠点の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強化、物流の合理化などに有効に活用する方針です。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり70円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額について、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目              | 金額             | 科目               | 金額             |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>85,251</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>54,818</b>  |
| 現金及び預金          | 6,522          | 支払手形及び買掛金        | 8,061          |
| 受取手形及び売掛金       | 33,444         | 短期借入金            | 25,594         |
| 商品及び製品          | 31,409         | コマーシャル・ペーパー      | 10,000         |
| 仕掛品             | 3,885          | リース債務            | 164            |
| 原材料及び貯蔵品        | 5,749          | 未払法人税等           | 1,032          |
| その他             | 4,246          | 賞与引当金            | 941            |
| 貸倒引当金           | △5             | 役員賞与引当金          | 6              |
|                 |                | その他              | 9,017          |
| <b>固定資産</b>     | <b>25,932</b>  | <b>固定負債</b>      | <b>23,773</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,976</b>  | 長期借入金            | 19,124         |
| 建物及び構築物         | 6,513          | リース債務            | 290            |
| 機械装置及び運搬具       | 3,684          | 特別修繕引当金          | 72             |
| 船舶              | 541            | 訴訟損失引当金          | 174            |
| 土地              | 4,041          | 役員株式給付引当金        | 101            |
| リース資産           | 399            | 退職給付に係る負債        | 3,947          |
| 建設仮勘定           | 373            | 資産除去債務           | 51             |
| その他             | 423            | 長期未払金            | 11             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>541</b>     | その他              | 0              |
| のれん             | 9              | <b>負債合計</b>      | <b>78,591</b>  |
| リース資産           | 2              | <b>(純資産の部)</b>   |                |
| その他             | 529            | <b>株主資本</b>      | <b>32,396</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,414</b>   | 資本金              | 5,664          |
| 投資有価証券          | 5,693          | 資本剰余金            | 1,308          |
| 繰延税金資産          | 2,411          | 利益剰余金            | 25,895         |
| その他             | 3,106          | 自己株式             | △471           |
| 貸倒引当金           | △1,796         | その他の包括利益累計額      | 321            |
| <b>資産合計</b>     | <b>111,184</b> | その他有価証券評価差額金     | 591            |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益          | 82             |
|                 |                | 為替換算調整勘定         | 215            |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額     | △568           |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>   | <b>△125</b>    |
|                 |                | <b>純資産合計</b>     | <b>32,593</b>  |
|                 |                | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>111,184</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|
| 売上高                    | 262,519       |
| 売上原価                   | 238,274       |
| <b>売上総利益</b>           | <b>24,245</b> |
| 販売費及び一般管理費             | 21,326        |
| <b>営業利益</b>            | <b>2,918</b>  |
| 営業外収益                  |               |
| 受取利息                   | 8             |
| 受取配当金                  | 123           |
| 受取投資利益                 | 202           |
| 受取補助金                  | 545           |
| 受取替金の差益                | 109           |
| 受取費用                   | 218           |
| 受取利息                   | 446           |
| 受取利息                   | 72            |
|                        | 518           |
| <b>経常利益</b>            | <b>3,608</b>  |
| 特別利益                   |               |
| 固定資産処分益                | 1             |
| 国庫補助金等収入               | 43            |
| 投資有価証券売却益              | 13            |
| 受取保険金                  | 9             |
| 特別損失                   |               |
| 固定資産処分損失               | 40            |
| 減損損失                   | 292           |
| 災害による損失                | 94            |
| 訴訟損失引当金繰入額             | 168           |
| 固定資産圧縮損                | 43            |
| 投資有価証券評価損              | 25            |
|                        | 664           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>3,012</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,479         |
| 法人税等調整額                | △142          |
|                        | 1,336         |
| <b>当期純利益</b>           | <b>1,675</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失        | 361           |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>2,037</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|--------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2019年4月1日残高              | 5,664   | 1,308 | 24,618 | △244    | 31,346 |
| 当 期 変 動 額                |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |       | △760   |         | △760   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |       | 2,037  |         | 2,037  |
| 自己株式の取得                  |         |       |        | △227    | △227   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計            | －       | －     | 1,277  | △227    | 1,050  |
| 2020年3月31日残高             | 5,664   | 1,308 | 25,895 | △471    | 32,396 |

|                          | その他の包括利益累計額      |         |          |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|--------------------------|------------------|---------|----------|------------------|-------------------|---------|--------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |        |
| 2019年4月1日残高              | 1,183            | 23      | 172      | △903             | 475               | 174     | 31,996 |
| 当 期 変 動 額                |                  |         |          |                  |                   |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当              |                  |         |          |                  |                   |         | △760   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                  |         |          |                  |                   |         | 2,037  |
| 自己株式の取得                  |                  |         |          |                  |                   |         | △227   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | △591             | 59      | 43       | 335              | △153              | △300    | △453   |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △591             | 59      | 43       | 335              | △153              | △300    | 596    |
| 2020年3月31日残高             | 591              | 82      | 215      | △568             | 321               | △125    | 32,593 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                  |   | 金 額           | 科 目              |   | 金 額           |
|----------------------|---|---------------|------------------|---|---------------|
| <b>(資産の部)</b>        |   |               | <b>(負債の部)</b>    |   |               |
| <b>流 動 資 産</b>       |   | <b>75,316</b> | <b>流 動 負 債</b>   |   | <b>50,696</b> |
| 現金及び預金               | 金 | 2,694         | 買掛金              | 金 | 9,261         |
| 売掛金                  | 金 | 36,273        | 短期借入金            | 金 | 8,918         |
| 商品及び製品               | 品 | 28,996        | 一年内返済長期借入金       | 金 | 10,112        |
| 原材料及び貯蔵品             | 品 | 2             | コーポラル・ペーパー       | 債 | 10,000        |
| 前払費用                 | 金 | 2,416         | リース債             | 務 | 42            |
| 短期貸付                 | 金 | 516           | 未払費用             | 金 | 4,736         |
| 未収金                  | 金 | 2,200         | 未払法人税等           | 金 | 1,053         |
| 預け入金                 | 金 | 90            | 未払消費税            | 等 | 708           |
| 倒引当金                 | 金 | 2,600         | 前払消費税            | 等 | 378           |
|                      | 他 | 247           | 前受引当金            | 金 | 0             |
|                      | 金 | △722          | 賞与引当金            | 金 | 4,879         |
| <b>固 定 資 産</b>       |   | <b>17,952</b> | 退職給付引当金          | 金 | 571           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   |   | <b>6,904</b>  | 退職給付引当金          | 金 | 32            |
| 建物                   | 物 | 2,862         | 長期借入金            | 金 | <b>18,600</b> |
| 構築物                  | 物 | 157           | 長期借入金            | 務 | 15,726        |
| 機械装置                 | 置 | 1,553         | 退職給付引当金          | 金 | 55            |
| 船舶                   | 船 | 46            | 退職給付引当金          | 金 | 2,537         |
| 車両運搬具                | 具 | 6             | 役員株式給付引当金        | 金 | 132           |
| 工具及び備品               | 品 | 252           | 役員株式給付引当金        | 務 | 101           |
| 土地                   | 地 | 1,919         | 役員株式給付引当金        | 務 | 34            |
| 建物                   | 産 | 87            | 役員株式給付引当金        | 他 | 13            |
| 建設仮勘定                | 定 | 18            |                  |   |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   |   | <b>529</b>    | <b>負 債 合 計</b>   |   | <b>69,297</b> |
| 借地権                  | 権 | 21            | <b>(純資産の部)</b>   |   |               |
| 商標                   | 権 | 5             | 株主資本             |   | <b>23,290</b> |
| ソフトウェア               | ア | 393           | 資本金              |   | <b>5,664</b>  |
| その他資産                | 他 | 109           | 資本剰余金            |   | <b>1,308</b>  |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> |   | <b>10,518</b> | 資本準備金            | 金 | 742           |
| 投資有価証券               | 券 | 4,737         | その他資本剰余金         | 金 | 566           |
| 関係会社株                | 式 | 3,794         | 利益剰余金            |   | <b>16,788</b> |
| 出資                   | 金 | 21            | 利益準備金            | 金 | 673           |
| 関係会社出資               | 金 | 23            | その他利益剰余金         | 金 | 16,114        |
| 長期貸付                 | 金 | 221           | 別途積立             | 金 | 1,560         |
| 破産更生債権               | 等 | 1,596         | 繰越利益剰余金          | 金 | 14,554        |
| 長期未収入金               | 金 | 30            | <b>自 己 株 式</b>   |   | <b>△471</b>   |
| 繰延税金資産               | 産 | 1,236         | 評価・換算差額等         |   | <b>681</b>    |
| 繰延税金資産               | 産 | 571           | その他有価証券評価差額金     |   | <b>598</b>    |
| 倒引当金                 | 金 | 24            | 繰延ヘッジ損益          |   | <b>82</b>     |
|                      | 金 | △1,740        | <b>純 資 産 合 計</b> |   | <b>23,971</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       |   | <b>93,268</b> | <b>負債及び純資産合計</b> |   | <b>93,268</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|
| 売上高             | 257,599       |
| 売上原価            | 235,620       |
| <b>売上総利益</b>    | <b>21,978</b> |
| 販売費及び一般管理費      | 19,724        |
| <b>営業利益</b>     | <b>2,253</b>  |
| 営業外収益           |               |
| 受取利息            | 42            |
| 受取配当金           | 317           |
| 為替差益            | 105           |
| 雑収入             | 105           |
| 雑収入             | 570           |
| 営業外費用           |               |
| 支払利息            | 379           |
| 貸倒引当金繰入         | 162           |
| 雑支出             | 6             |
| 雑支出             | 547           |
| <b>経常利益</b>     | <b>2,276</b>  |
| 特別利益            |               |
| 投資有価証券売却益       | 47            |
| 特別損失            | 47            |
| 特別損失            |               |
| 固定資産処分損         | 9             |
| 関係会社株式評価損       | 239           |
| 債務保証損失引当金繰入     | 132           |
| 貸倒引当金繰入         | 45            |
| 投資有価証券評価損       | 24            |
| 投資有価証券評価損       | 451           |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>1,872</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 955           |
| 法人税等調整額         | △201          |
| 法人税等調整額         | 753           |
| <b>当期純利益</b>    | <b>1,119</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|--------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                          |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 2019年4月1日残高              | 5,664   | 742       | 566             | 1,308         |
| 当 期 変 動 額                |         |           |                 |               |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           |                 |               |
| 当 期 純 利 益                |         |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 取 得            |         |           |                 |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -       | -         | -               | -             |
| 2020年3月31日残高             | 5,664   | 742       | 566             | 1,308         |

|                          | 株 主 資 本   |                 |               |               |         |             |
|--------------------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|---------|-------------|
|                          | 利 益 剰 余 金 |                 |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                          | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
|                          |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |         |             |
| 2019年4月1日残高              | 673       | 1,560           | 14,195        | 16,429        | △244    | 23,158      |
| 当 期 変 動 額                |           |                 |               |               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |                 | △760          | △760          |         | △760        |
| 当 期 純 利 益                |           |                 | 1,119         | 1,119         |         | 1,119       |
| 自 己 株 式 の 取 得            |           |                 |               |               | △227    | △227        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |           |                 |               |               |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -         | -               | 358           | 358           | △227    | 131         |
| 2020年3月31日残高             | 673       | 1,560           | 14,554        | 16,788        | △471    | 23,290      |

|                         | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|---------|------------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 2019年4月1日残高             | 1,136        | 23      | 1,159      | 24,317 |
| 当期変動額                   |              |         |            |        |
| 剰余金の配当                  |              |         |            | △760   |
| 当期純利益                   |              |         |            | 1,119  |
| 自己株式の取得                 |              |         |            | △227   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △537         | 59      | △477       | △477   |
| 当期変動額合計                 | △537         | 59      | △477       | △346   |
| 2020年3月31日残高            | 598          | 82      | 681        | 23,971 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社 極 洋  
取締役 会 御中

#### 井上監査法人

指 定 社 員 公認会計士 平 松 正 己<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 松 博 幸<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 塚 本 義 治<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社 極 洋  
取締役 会 御中

井上 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 松 正 己 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 松 博 幸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 塚 本 義 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 株式会社 極 洋       | 監査役会                 |
| 常勤監査役<br>社外監査役 | 田 村 雅 治 <sup>①</sup> |
| 常勤監査役<br>社外監査役 | 菅 野 洋 一 <sup>①</sup> |
| 監査役            | 天 利 均 <sup>①</sup>   |
| 監査役            | 志 村 和 彦 <sup>①</sup> |

以 上





〈× ㄉ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 株主総会会場 ご案内図

会場：都市センターホテル  
(日本都市センター会館内)  
3階 コスモスホール  
東京都千代田区平河町二丁目4番1号



交通機関と  
所要時間

東京メトロ

有楽町線 1番出口より徒歩約4分  
半蔵門線・有楽町線 5番出口より徒歩約4分  
南北線 9b番出口より徒歩約3分  
丸ノ内線・銀座線 D出口より徒歩約8分

都バス

平河町二丁目・都市センター前 (新橋駅⇄市ヶ谷駅⇄小滝橋車庫前)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会の議決権行使につきましては、書面又はインターネット等により事前に行役することが出来ますのでご活用下さい。  
株主総会へご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。

※本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日は、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

